

高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会設置及び運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知県におけるひきこもりの状態にある人及びその家族（以下「ひきこもりの人等」という。）の状況を的確に把握するとともに、その状況に応じて訪問支援、相談支援、生活支援、受診支援、自立支援等の対策の抜本的強化について、支援体制のあり方も含めて、総合的に検討することを目的として設置する高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) ひきこもりの人等に対する支援に係る総合的な施策の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げる事項のほか、ひきこもりの人等に対する支援に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる機関又は団体に所属する者で構成する。

- (1) 厚生労働省高知労働局職業安定部
 - (2) 高知県精神科病院協会
 - (3) 高知大学医学部神経精神科学教室
 - (4) 高知県臨床心理士会
 - (5) 高知県精神保健福祉士協会
 - (6) 高知県介護支援専門員連絡協議会
 - (7) 社会福祉法人高知市社会福祉協議会事務局共に生きる課 高知市生活支援相談センター
 - (8) 社会福祉法人高知県社会福祉協議会事務局地域支援部地域・生活支援課
 - (9) こうち若者サポートステーション
 - (10) 特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会高知県支部
 - (11) 高知県民生委員児童委員協議会連合会
 - (12) 高知市健康福祉部
 - (13) いの町ほけん福祉課
 - (14) 高知県心の教育センター
 - (15) 高知県保健所長会
 - (16) 高知県立精神保健福祉センター（高知県ひきこもり地域支援センター）
- 2 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会議を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は知事が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を依頼し、その意見を求めることができる。
- 3 委員は、委員会の会議に出席することができないときは、委員の指名する者を代理出席させることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、任期が満了した場合に、知事又は当該委員からの申し出がないときは、任期は自動的に更新されるものとする。ただし、欠員を生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月8日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年9月8日から施行する。